

環 循 規 発 第 1909035 号
令 和 元 年 9 月 3 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長
(公印省略)

災害により生じた産業廃棄物の処理の迅速化について (通知)

災害により生じた産業廃棄物の処理に当たっては、下記の事項に留意のうえ、運用・指導
いただくようお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づ
く技術的な助言であることを申し添える。

記

従前より、一部の自治体において、事前協議制等により域外からの産業廃棄物の搬入規制
を事実上行っている場合が見られるが、これに起因して産業廃棄物の処理が滞留したり、不
法投棄等の不適正処理が生じることにより、結果的に生活環境の保全上の重大な支障を生
じるおそれがある。このような廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137
号。）の趣旨・目的に反し、同法に定められた規制を超える要綱等による運用については、
必要な見直しを行うことにより適切に対応されたい旨を通知等により要請してきたところ
である。

特に災害により生じた早急に処理が必要な産業廃棄物は、その緊急的な処理の必要性に
鑑み、生活環境の保全上の支障を防止し、広域的に、かつ迅速に処理を行う観点から、これ
らの搬入規制の廃止、緩和を可及的速やかに実施されたいこと。廃止、緩和が困難な場合
においては、事前協議等の手続の廃止・短縮を含めた合理化・迅速化を可及的速やかに実施
されたいこと。